

鳥取県モーダルシフトトライアル補助金

鳥取県では、県内発着の海上航路及び貨物鉄道の利用拡大を図るため、新規荷主の開拓を行う物流事業者の方へ助成します。ぜひご利用ください！

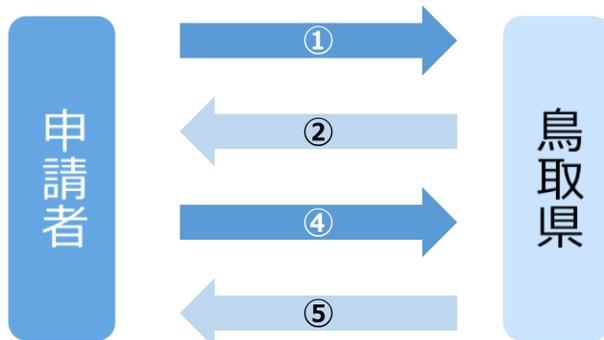
■ 補助金の概要

補助対象者	物流事業者等（※） ※一般貨物自動車運送事業者、鉄道事業者、港湾運送事業者、海上運送事業者
補助対象事業	①県内発着の海上航路または貨物駅を新規に利用する荷主を開拓するもの ②利用歴はあるが、過去1年以内に取り扱いのない新たな品目の輸送を開始する荷主を開拓するもの
補助金額	(海上) ・トレーラー1台あたり 35,000円 ・コンテナ1TEUあたり 50,000円 (鉄道) ・20フィートコンテナあたり 30,000円 ・12フィートコンテナあたり 18,000円
補助上限額	1荷主につき、 ・発貨物のみ場合は4回まで ・到着貨物を含む場合は8回まで ・延べ80万円まで
補助事業期間	3月31日まで 1荷主の事業が完了した場合は、その時点で荷主ごとに交付申請が可能です。

■ 補助金交付申請手続きの流れについて

- ①補助事業認定申請書の提出
- ②事業の認定通知
- ③事業開始
- ④交付申請書、実績報告書の提出
- ⑤交付決定、補助金の交付

※各申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部通商物流課 通商・物流担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地

電話番号：0857-26-7850 ファクシミリ：0857-26-8117

E-mail：tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp

URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/316568.htm